



— 2月の税務 —

●2月2日から3月16日まで

- 1 前年分贈与税の申告

●2月10日

- 2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●2月16日から3月16日まで

- 3 前年分所得税の確定申告

●3月2日

- 4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(・法人事業所税)・法人住民税〉

- 5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

- 6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

- 7 6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

- 8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

- 9 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●2月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

※税理士記念日・・・2月23日

【所長コラム】寒い日が続いていきますので体調管理にはくれぐれもお気を付けください。

先日、NHKのドキュメンタリー番組「プロフェッショナル仕事の流儀」のチーフプロデューサーの横山友彦氏の講演を聴いてきました。

プロフェッショナルの方を約5ヶ月、100時間取材して45分でその極意を伝える番組で、今日は仕事論について教えてもらいました。心臓外科の天野篤氏他11名の方を例に横山さんから見たプロフェッショナルの共通点は、良いと思ったことを孤独になってもつら抜けること、やり続けること、個性をつらぬくこととおっしゃいました。また一方で取材された方々の多くは過去に相当の挫折を経験したことがあったそうです。私自身もが続きました。努力したいと思います。(帳)



YouTube



Facebook



Instagram



編集発行人 所長 税理士 中島 由雅

副所長 税理士 柴田 健次

副所長 税理士 平田 保

副所長 税理士 中村 和夫

副所長 税理士 江村 一郎

副所長 税理士 小嶋 正幸

副所長 税理士 工藤 重孝

副所長 税理士 武藤 賢一

副所長 税理士 伊藤 政則

副所長 税理士 篠原 恒夫

副所長 税理士 平澤 悟

副所長 税理士 高山 慶一

副所長 医療担当 加藤 登

副所長 医療担当 岡 伸夫

副所長 金融担当 穂積 一秀

副所長 金融担当 小澤 善昭

副所長 金融担当 片平 啓二

副所長 金融担当 岩切 陽一郎

副所長 中小企業診断士 平林 領

顧問 公認会計士 古屋 卓己

顧問 税理士 三浦 賢二

顧問 金融担当 斎藤 健

顧問 医療担当 清水 大輔

顧問 農学博士 中島 宏

中央税務会計ニュース

編集発行人 税理士 中 島 由 雅

事務所 〒338-0012

埼玉県さいたま市中央区大戸6丁目30番1号

TEL 048-855-4466(代表)

FAX 048-855-2288



【令和7年分】

所得税及び復興特別所得税 の確定申告

▼2月16日(月)～3月16(月)▲

令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和8年2月16日から同年3月16日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに――。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

課税される所得の種類は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合について触れてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額及び年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きします。

① 給与の収入金額が200万円を超える

② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える

③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える

④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などの支払を受けた

⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた

⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

【昨年からの主な改正事項】

令和7年度税制改正において、①基礎控除の見直し、②給与所得控除の見直し、③特定親族特別控除の創設、④扶養親族等の所得要件の改正などが行われましたので留意しましょう。

なお、令和6年分の確定申告書では設けられていた「定額減税」の記入欄は、この年限りの措置であったことから削除されました。

【令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて】

税務行政のデジタル化における国税に関する手続き等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつは行われていないため、申告書等を書面で提出(送付)する場合は、申告書等の提出用のみを提出(送付)することになります。必要に応じて、ご自身で申告書等の控えの作成・保有、提出年月日については申告書等の控えへ記載するなどの管理が求められます。

確定申告 Q & A

確定申告の時期には全国で2,300万人を超える納税者の方々が確定申告を行います。

そこで、この時期に税務署への問い合わせが多い項目の中から所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）について、「確定申告が必要な方」と「誤りの多い事例」についての一般的な回答を掲載しましたので、確定申告の際の参考にしてください。（国税庁 HP より一部抜粋・改変）

Q. 所得税等の確定申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 所得税等の確定申告をする必要がある方は次のような方です。

1. 給与所得がある方

給与所得者の大部分の方は、「年末調整」により所得税等が精算されますので申告は不要ですが、一定の要件に当てはまる方は所得税等の確定申告が必要です。（P. 1 参照）

2. 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等の雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方は、所得税等の確定申告が必要です。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、所得税等の確定申告は必要ありません（注1）。

①公的年金等の収入金額が400万円以下（注2・3）

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下（注4）

（注1）所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

（注2）源泉徴収を要しない公的年金等の規定（所得税法第203条の7）の適用を受けるものを除きます。

（注3）一定の外国年金が国外で支払われる場合などには、源泉徴収の対象となりません。

（注4）所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

3. 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

（※）退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。

4. 1～3以外の方の場合

各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

Q. 所得税等の確定申告で、誤りの多い事例にはどのようなものがありますか。

A. 次のような誤りが多く見受けられますので、ご注意ください。

副収入の申告漏れ

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得についても合わせて申告する必要があります。

また、暗号資産の売却又は使用で生じる所得についても合わせて申告する必要があります。

給与所得の計算誤り

令和7年分から給与所得控除額が変更されました。

また、一定の場合に給与所得から所得金額調整控除額を差し引く必要があります。

一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入を一時所得として申告する必要があるか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認してください。

また、競馬など公営競技の払戻金は課税の対象となりますので、高額な払戻金を受けた場合には、申告が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費や高額介護合算療養費、出産育児一時金、生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補填される金額は、(その給付の目的となった医療費の金額を限度として)支払った医療費の額から差し引きます。

寄附金控除の適用漏れ (ふるさと納税を行った方等)

確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません(平成18年12月31日までに締結し、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないなど一定の旧長期損害保険契約等を除きます)。

寡婦控除、ひとり親控除の適用漏れ

寡婦かひとり親に該当する方は、寡婦控除又はひとり親控除が受けられます。

配偶者控除及び配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができません。

また、配偶者控除を受ける方(配偶者の合計所得金額が58万円以下の方)は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

特定親族特別控除の適用漏れ

令和7年分から特定親族特別控除が創設されました。

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者(特定親族)がいる場合には、一定の金額の控除が受けられます。

基礎控除の記載漏れ・適用誤り

合計所得金額が2,500万円を超えている方は、基礎控除を受けることができません。

令和7年分から合計所得金額が2,350万円以下の方の控除額が引き上げられました。

合計所得金額が2,500万円以下の方は、その合計所得金額に応じた控除額を記入してください。

復興特別所得税額の記載漏れ

平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。